

自己資本の充実の状況

CONTENTS

自己資本の構成に関する開示事項	32
定量的な開示事項	33
自己資本の充実度に関する事項	33
信用リスクに関する事項	34
信用リスク削減手法に関する事項	40
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	40
証券化エクスポージャーに関する事項	41
出資等又は株式等エクスポージャーに 関する事項	42
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	42
金利リスクに関する事項	43
オペレーショナル・リスクに関する事項	44
統合的リスク管理態勢	44

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項

自己資本は、主に当金庫の内部留保と、地域のお客さまからお預りしている出資金で構成されております。

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,514	19,660
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,651	2,647
うち、利益剰余金の額	16,902	17,053
うち、外部流出予定額(△)	39	39
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	656	585
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	656	585
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,170	20,245
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59	52
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	52
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59	52
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	20,111	20,193
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	203,509	201,216
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケットリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナルリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,949	9,935
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナルリスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	214,459	211,151
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.37%	9.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
信用リスク・アセットの合計額 (イ)	203,509	8,140	201,216	8,048
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	185,410	7,416	184,223	7,368
ソブリン向け	580	23	580	23
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	22,767	910	19,205	768
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			5,180	207
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	60,359	2,414	58,120	2,324
中小企業等向け及び個人向け	36,947	1,477		
中堅中小企業等向け及び個人向け			36,978	1,479
トランザクター向け			515	20
抵当権付住宅ローン	4,533	181		
不動産取得等事業向け	38,673	1,546		
不動産関連向け			40,037	1,601
自己居住用不動産等向け			1,654	66
賃貸用不動産向け			5,048	201
事業用不動産関連向け			32,381	1,295
その他不動産関連向け			953	38
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			1,643	65
三月以上延滞等	1,363	54		
延滞等向け			10,913	436
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			194	7
信用保証協会等による保証付	1,721	68	1,897	75
出資等	230	9		
出資等のエクスポージャー	230	9		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			230	9
上記以外	18,233	729	14,421	576
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,436	257	6,423	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,797	471	7,997	319
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	17,800	712	16,974	678
ルック・スルー方式	17,800	712	16,974	678
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	277	11	18	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	20	0	—	—
オペレーショナルリスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	(ロ)10,949	437	9,935	397
BI			6,623	
BIC			794	
単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 ((イ)+(ロ)) (ハ)	214,459	8,578	211,151	8,446

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向けを除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナルリスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

9. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

貸出金の信用リスクの評価につきましては、(一社)しんぎん共同センターの融資統合システムによる信用リスク量の計測を実施し、リスク管理の高度化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会を通じて経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当金計上規程」に基づき計上しております。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め算出しております。個別貸倒引当金については自己査定における債務者区分ごとに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額は58ページをご参照ください。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	507,053	493,220	275,497	282,973	115,132	113,303	846	-	1,483	11,100
国外	15,900	15,900	-	-	15,900	15,900	-	-	-	-
地域別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	1,483	11,100
製造業	29,574	27,161	10,036	9,367	19,441	17,697	-	-	23	233
農業、林業、漁業	556	594	556	594	-	-	-	-	14	16
鉱業、採石業、砂利採取業	469	298	469	298	-	-	-	-	5	-
建設業	26,878	26,344	24,477	23,943	2,401	2,400	-	-	448	617
電気・ガス・熱供給・水道業	17,043	17,790	3,244	4,090	13,798	13,699	-	-	-	-
情報通信業	626	704	91	169	500	500	-	-	-	-
運輸業、郵便業	14,038	15,334	9,086	10,178	4,951	5,156	-	-	0	53
卸売業、小売業	20,942	21,810	18,242	19,510	2,700	2,300	-	-	178	531
金融業、保険業	138,570	120,591	16,606	16,448	23,391	22,886	-	-	-	-
不動産業	63,607	65,919	55,876	57,744	7,300	7,944	-	-	524	5,290
物品賃貸業	4,704	3,999	1,000	894	3,697	3,097	-	-	5	5
学術研究、専門・技術サービス業	2,109	2,253	2,034	2,204	-	-	-	-	18	18
宿泊業	1,711	1,239	1,711	1,239	-	-	-	-	10	226
飲食業	4,475	4,615	4,475	4,615	-	-	-	-	46	389
生活関連サービス業、娯楽業	5,423	5,003	5,122	4,703	300	300	-	-	153	561
教育、学習支援業	982	849	982	849	-	-	-	-	0	3
医療、福祉	15,641	15,409	15,519	15,286	100	100	-	-	-	1,595
その他のサービス	9,637	9,664	9,529	9,556	100	100	-	-	11	639
国・地方公共団体等	78,456	78,397	24,255	25,376	52,351	53,020	-	-	-	-
個人	71,888	75,287	71,888	75,287	-	-	-	-	42	918
その他	15,611	15,849	288	611	-	-	846	-	-	-
業種別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	1,483	11,100
1年以下	95,948	63,433	35,870	38,804	3,826	3,119	-	-	-	-
1年超3年以下	34,483	43,031	22,516	22,046	11,231	18,336	-	-	-	-
3年超5年以下	57,566	50,910	23,612	22,688	30,413	27,721	-	-	-	-
5年超7年以下	46,890	49,165	28,157	30,467	18,733	18,698	-	-	-	-
7年超10年以下	61,089	56,623	37,490	37,426	21,598	17,197	-	-	-	-
10年超	191,647	180,468	127,418	129,338	45,228	44,129	-	-	-	-
期間の定めのないもの	35,328	70,483	431	2,200	-	-	846	-	-	-
残存期間別合計	522,953	509,120	275,497	282,973	131,032	129,203	846	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	138	118	△ 20	△ 7	118	110	-	3
農業、林業、漁業	33	21	△ 11	△ 20	21	1	-	21
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	△ 0	△ 0	2	2	-	-
建設業	380	347	△ 33	△ 34	347	313	0	23
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	84	82	△ 2	△ 2	82	79	-	-
卸売業、小売業	523	477	△ 46	△ 51	477	425	3	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	525	874	349	140	874	1,015	3	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	18	14	△ 3	△ 2	14	12	-	5
宿泊業	411	355	△ 56	△ 139	355	215	29	1
飲食業	95	106	10	△ 12	106	94	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	296	234	△ 62	24	234	258	2	-
教育、学習支援業	-	0	0	0	0	0	-	-
医療、福祉	31	39	8	137	39	176	-	-
その他のサービス	78	144	65	△ 21	144	122	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	79	50	△ 29	△ 3	50	47	0	-
合計	2,699	2,868	169	7	2,868	2,875	70	55

(注) 1. 国外向けエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び貸出金償却は該当がないため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	7,362	—	7,362	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,862	—	54,862	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,376	—	43,376	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,754	—	1,754	—	150	9%
我が国の政府関係機関向け	3,708	—	3,708	—	350	9%
地方三公社向け	821	—	821	—	80	10%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	83,867	—	83,867	—	19,205	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	16,300	—	16,300	—	5,180	32%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	106,847	10,682	104,754	1,291	58,120	55%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	94,991	37,360	93,114	2,007	36,978	39%
トランザクター向け	—	29,666	—	1,433	515	36%
不動産関連向け	42,538	—	42,314	—	40,037	95%
自己居住用不動産等向け	3,190	—	3,158	—	1,654	52%
賃貸用不動産向け	6,125	—	6,088	—	5,048	83%
事業用不動産関連向け	31,597	—	31,478	—	32,381	103%
その他不動産関連向け	1,624	—	1,589	—	953	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,643	—	1,643	—	1,643	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9,351	83	9,320	8	10,913	117%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	221	—	216	—	194	90%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	36,502	309	36,502	30	1,897	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	230	—	230	—	230	100%
合計					169,802	

(注) 1.最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	7,362	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	54,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	43,376	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,754	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	3,708	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	821	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	64,949	-	16,417	-	-	-	-	-	-	2,500	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,900	-	12,400	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	46,995	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,299	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	372	121	1,165	-	219	-	271	-	694	135	-	1,848	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	372	121	514	-	-	-	271	-	-	135	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	650	-	219	-	-	-	694	-	-	259	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,589	-	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	543	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	17,558	18,975	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	123,160	24,438	-	113,140	121	17,583	-	219	-	271	-	2,128	13,478	-	1,848	-	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,362
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54,862
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,376
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,754
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,708
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	821
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	83,867
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,300
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	32,109	-	-	16,640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,046
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	92,419	-	-	-	-	1,267	-	-	-	-	-	-	-	-	2	95,122
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
不動産関連向け	5,589	595	-	-	3,614	-	-	3,679	23,940	-	-	67	-	-	-	-	42,314
自己居住用不動産等向け	1,725	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,158
賃貸用不動産向け	-	577	-	-	-	-	-	3,679	-	-	-	7	-	-	-	-	6,088
事業用不動産関連向け	3,863	-	-	-	3,614	-	-	-	23,940	-	-	59	-	-	-	-	31,478
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,589
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,643	-	-	-	-	1,643
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	864	-	-	-	-	7,920	-	-	-	-	9,328
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	216	-	-	-	-	-	-	-	-	-	216
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,533
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	230	-	-	-	230
合計	5,589	93,014	-	32,109	3,614	-	18,989	3,679	23,940	-	-	9,631	230	-	-	2	487,190

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。



リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	116,186
10%	—	23,550
20%	95,706	115,704
35%	—	10,400
50%	28,909	816
75%	—	28,671
100%	1,243	99,722
150%	—	271
250%	—	1,769
1,250%	—	—
合 計	522,953	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限っております。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	330,039	6,798	10%	330,692
40%～70%	48,225	24,545	10%	49,023
75%	20,144	6,267	11%	18,685
80%	—	—	—	—
85%	32,563	3,850	15%	31,617
90%～100%	21,203	6,967	11%	21,338
105%～130%	27,659	—	0%	27,620
150%	8,015	7	10%	7,981
250%	230	—	0%	230
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	488,081	48,436	11%	487,190

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、様々な角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫所定の手続きにより、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体及び同様の信用度を持つ信用保証協会、適格保証会社等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫所定の手続きにより適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

判定に使用する適格格付機関

- 1.格付投資情報センター 2.日本格付研究所 3.S&Pグローバル・レーティング

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,306	2,909	67,023	78,692	1	1

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引には、為替先物予約取引、投資信託の裏付資産に含まれている株式関連取引及びクレジット・デリバティブ取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券取引関連については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

当金庫は、令和5年3月及び令和6年3月に(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際は、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引については、取引相手である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。



(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
①派生商品取引合計	1,005	122	1,005	122
(i)外国為替関連取引	736	—	736	—
(ii)金利関連取引	107	—	107	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	2	—	2	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	158	122	158	122
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	1,005	122	1,005	122

(単位:百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	1,586	1,226	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、資金証券部が市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等について事前に確認し、ALM委員会及びリスク管理委員会での協議に基づき、経営陣が最終決定することとしております。

証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫所定の「決算経理規程」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

取り扱っておりません

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません

オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等については、経営体力や管理能力に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、逐次、リスク管理担当役員に報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫所定の「決算経理規程」等及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	347	378	347	347
非上場株式等	3,668	—	3,666	—
合 計	4,015	378	4,014	347

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	1

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	4	2

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,496	33,114
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、預貸金、有価証券、預け金等の金利・期間を有する資産・負債を対象として、月次で金利リスク量を計測し、自己資本に照らして許容可能な水準にリスク量をコントロールすることとしております。

金利リスクを含む市場リスクは、リスク資本配賦運営の枠組みの中で管理し、リスク管理部門はこれらの管理状況を月次で経営陣へ報告するとともに、毎月開催されるALM委員会及びリスク管理委員会等で協議・検討し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

なお、金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却を中心として対応する方針としております。

金利リスク算定手法の概要

1. ΔEVE及びΔNIIについて

- ΔEVEとは、銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する資産・負債の経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
また、ΔNIIとは、銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- 流動性預金については、形式的な満期が無く随時払い出しが可能であるものの、実質的には引き出されることなく長期間当金庫に滞留する側面があることや市場金利の変動に完全には追従しない側面があることから、それらを充たす部分を「コア預金」として捉え、内部モデルを用いて残高や平均満期等を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計した上で、実質的な満期を計測しています。推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を適切に行っています。流動性預金の金利改定の満期は最長10年、平均3.426年として金利リスクを計測しております。
- 定期預金の早期解約・固定金利貸出の期限前返済に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。その他の行動オプションは考慮しておりません。
- 計測対象の通貨は日本円です。投資信託等のファンドを通じて間接的に保有しているとみなす米ドルやユーロ等の外国通貨も金利リスクの計測対象とし、簡便かつ保守的な方法で計測しております。なお、通貨別に算出した金利リスク量は正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
- 重要性テストの計測値については、金利リスクの許容水準をコントロールするための重要な指標と捉えており、他の計測手法と併せて適正なリスクコントロールに努めることとしております。

2. その他の金利リスク計測について

内部管理上使用する銀行勘定における金利リスクの算定については、99パーセンタイル値をショック幅とした、ラダー計算方式により金利リスク量の測定を行っております。

- 計測対象は、預貸金・有価証券・預け金など、金利・期間を有する資産・負債としております。
- コア預金に関しては、ΔEVE及びΔNIIを計測する場合と同様の内部モデルを用いており、満期は最長10年、平均4.15年として金利リスクを計測しております。
- 計測頻度は月次(前月末基準)としております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		ΔEVE		ΔNII	
項番		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	10,119	9,263	13	156
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	9,194	8,465		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,119	9,263	13	156
8	自己資本の額	令和5年度末 20,111		令和6年度末 20,193	

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫はオペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え管理しております。

リスク計測に関しましては、令和5年度計数は基礎的手法を採用しております。令和6年度計数はILMを「1」として標準的計測手法を採用しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門及びILMの算出から除外した特殊損失はありません。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに常勤理事会及び理事会において報告する態勢を整備しております。

【統合的リスク管理態勢】

当金庫では、各リスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)について、自己資本の中から一定の額をリスク資本として、各リスク部門に配賦しております。各リスク部門はこの配賦されたリスク資本配賦額をリスク量の限度として、最大限の収益が得られるよう調達・運用を行っております。これらは、自己資本、リスク量、収益性のそれぞれのカテゴリーからリスクを統合的に管理することによって、金庫の健全性を維持することを目的に、平成20年度から導入しております。令和6年度の統合的リスク管理は、リスク資本配賦総額16,358百万円で運営しました。

リスク量の算出方法

リスク項目	リスク量の定義
信用リスク	信用VaR(モンテカルロ・シミュレーション、試行回数30,000回、信頼区間99%)
市場リスク	1.有価証券VaR(信頼区間99%、保有期間120営業日、観測期間3年) 2.その他金利リスク(有価証券を除く99パーセンタイル金利リスク) 3.金銭信託リスク(100BPV+TOPIX△10%)
オペレーショナル・リスク	1.基礎的手法(過去2年間+当期事業計画)の粗利益÷3×15%(令和5年度計数) 2.標準的計測手法かつILM「1」(令和6年度計数)